

令和2年度串間市住宅等リフォーム促進事業

住宅、店舗、自治公民館などの建物のリフォーム費用を補助します。 移住者・体験型民泊開業者・商工業者・高齢者世帯は補助拡充！

- リフォーム工事着工前に申請が必要です。（工事を始めてからの申請は対象になりません。）
- 補助対象となるのは、市内の施工業者を利用して行う20万円以上の工事が対象となります。
- 総工費から消費税を除いた額を補助対象工事費とします。
- 工事期間中に串間市共通商品券を購入する場合は、工事費・商品券購入費を補助します。
- 補助金の交付は、同一住宅等及び同一補助対象者（同一世帯を含む）について1回限りです。

申請期間は

- ◇ 令和2年4月20日（月）から申請受付を開始します。
市役所1階商工観光スポーツランド推進課又は各支所まで直接ご持参ください。
- ◇ 申請書は先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは締め切ります。

補助対象者は

（個人・法人）

- ◇ 個人、又は法人の代表者は、本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 本人及び本人の同一世帯員、又は法人及びその代表者が市税等を完納していること。

（自治会）

- ◇ 本市内の自治会があり、総会等で協議されていること。

（移住者及び移住予定者）

- ◇ 本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 移住者および、移住者と同一世帯員が、市税等を完納していること。
- ◇ 本市に5年以上定住する意思があること。

（体験型民泊開業予定者）

- ◇ 本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 本人および、本人と同一世帯員が、市税等を完納していること。
- ◇ 串間エコツーリズム推進協議会が推薦する体験型民泊開業予定者であること。

（商工業者）

- ◇ 本市で1年以上営業実績がある事業者であり、市税等を完納していること。
- ◇ 改修工事を行う店舗の所有者、若しくは、使用者であること。
- ◇ 串間商工会議所会員又は会員予定者で、交付決定時に会員として承認される見込があること。

（高齢者世帯）

- ◇ 本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 本人および、本人と同一世帯員が、市税等を完納していること。
- ◇ 世帯全員が65歳以上であり、かつ、公的年金収入（300万円以内）のみの世帯であること。



補助対象住宅等は

- ◇ 自己の居住又は所有している住宅又は店舗、事務所、工場及び自治公民館などの建物で、建築後1年以上を経過したもの（以下「住宅等」という。）

補助金の額は

（通常住宅リフォーム）

- ◇ 補助対象工事費の10%（千円未満の端数切り捨て）、ただし、補助額は10万円まで。
- ◇ 補助金額と同額の串間市共通商品券を購入する場合は、商品券の額を上乗せして補助します。
（合計上限20万円）

（移住促進・体験型民泊促進・商工業者店舗・高齢者世帯リフォーム）

- ◇ 補助対象工事費の30%（千円未満の端数切り捨て）、ただし、補助額は30万円まで。
- ◇ 補助対象工事費の10%（千円未満の端数切り捨て）の串間市共通商品券を購入する場合は、10万円を上限に商品券の額を上乗せして補助します。（合計上限40万円）
- ※ 補助金の交付は、同一対象住宅等及び同一補助対象者（同一世帯を含む）について1回限りです。
- ※ 移住予定者は、総合政策課（移住担当）での手続きが必要となります。
- ※ 体験型民泊開業者は、串間エコツーリズム推進協議会での手続きが必要となります。

申請書類は

- ◇ 申請書類等は、商工観光スポーツランド推進課、市役所の各支所にあります。
※ 市の公式サイトからもダウンロードできます。（ワード形式）

提出書類	取得先 等	注意事項	個人	法人	移住
① 事業計画書			○	○	○
② 収支予算書			○	○	○
③ 住民票	市民生活課又は支所	発行後3ヶ月以内のもの 世帯全員	○		
④ 固定資産課税台帳の写し（名寄帳）	税務課又は支所	発行後3ヶ月以内のもの 無い場合は所有者等が確認できる書類	○		○
⑤ 市税完納証明書	税務課又は支所	発行後3ヶ月以内のもの 世帯全員	○		
⑥ 工事見積書の写し			○	○	○
⑦ 工事着工前写真		日付を記入した黒板等を入れて撮影	○	○	○
⑧ その他		【全申請者】該当地地図 【法人】登記簿謄本（全部事項証明書） 【自治会】総会資料等（自治会の総意確認） 【移住】転入前の住民票	○	○	○
	市民生活課又は支所	【高齢者】直近の所得証明書（世帯全員）			



完了報告は

◇ 工事が完了した日から**30日以内**に住宅リフォーム促進事業完了報告書に、次の書類を添えて提出してください。（令和3年2月末日までの工事完了が原則です。）

- ① 収支決算書 ② 工事代金領収書の写し ③ 工事請求書の写し ④ 商品券購入の領収書の写し
 - ⑤ 工事着工前・完了後が比較できる両方の写真（日付入り）
- （※移住予定者は、①～⑤に加え、串間市住民票を提出して下さい。）

対象住宅は

補助対象判断基準（通常・移住者・体験型民泊・商工業者・高齢者）	
補助対象	補助対象補助対象外
瓦の葺替 屋根下地改修 雨どいの補修交換 ベランダ等の修繕 外壁張替 システムキッチン・バスの導入に伴う改修工事 廊下・床張替工事 台所改修工事 浴槽改修工事 トイレ改修工事 建具取替工事 サッシ交換修繕 間取改修工事 既存の倉庫・車庫改修工事 増築工事 耐震工事 改修に伴うシロアリ駆除（体験型民泊のみ） 駐車場整備工事（体験型民泊のみ） 防災器具取付工事（体験型民泊のみ）	土地購入費 塀・門など建物外の新設・改修 シロアリ駆除 駐車場整備工事 浄化槽の設置・撤去 幅 2mを越える犬走り 新築工事 庭の改修 既存建物撤去（改修に伴う撤去は可） 公共下水道接続工事 防犯・防災器具取付工事 電化製品等の単純購入 ハウスクリーニング 電話・インターネットなどの配線工事

交付の流れは

